

適正に運用されていますか？ 時間休と休憩時間

私たちの「休憩時間」は法律・府条例・地教委規則で決められています。

トイレの時間・お茶を飲む時間は休憩時間から引かれる？

答えはNOです。

労働基準法第34条「使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少くとも45分(中略)の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。(後略) 例外規定)」

使用者は、第1項の休憩時間を自由に利用させなければならぬ。

これに基づき、大阪府は「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」(府勤務条例)を定め、市町村教育委員会は、「市(町村)立府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に趣旨の内容を規定しています。この規定は、「休憩時間がいつさいの労働から解放される(勤務場所を離れてもよい)時間であり、勤務時間に含まれず、給与の支払いを受けない時間である」

時間休と休憩時間を連続取得する場合
 (学校の勤務時間は「8:30~17:00」で休憩時間を15:30~16:15と明示の場合)
 1時間休 15:15に退勤できる。
 (内訳) 15:15~15:30(時間休)
 15:30~16:15(休憩)
 16:15~17:00(時間休)
 を合計して1時間とカウントする
 2時間休 14:15に退勤できる。
 3時間休 13:15に退勤できる。
 4時間休 12:15に退勤できる。
 上記は、明示されている休憩時間により異なりますので、自分の休憩時間を確認してください。

時間休(年休)取得の原則

申請は本人が行う。
 1届け出において3分割まで可能
 (例)朝20分+昼20分+夕20分=1時間

答えはNOです。
 の例外規定は労働基準法改悪で追加されました。これを受けて各市町村教育委員会規則も、「休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの間に置くものとす。」を原則とし、「校長は、学校運営上必要があると認める場合は、前項の規定によらず休憩時間を他の時間に変えることができる。」と改悪されました。この時から、教職員個々の休憩時間が校長から明示されることになりました。時間休に休憩時間を連続取得することも当然可能です。(上表参照)

ことに由来します。
 トイレに行く時間やお茶を飲む時間は勤務場所を自由に離れることはできないので、休憩時間にカウントされません。



府教育庁「部活動ガイドライン」を発出

文部科学省は、すでに2013年5月に「運動部活動の指導のガイドライン」を出していますので、それ以降に市町村単位または学校単位で「部活動ガイドライン」を作成されているところも多いと思いますが、この度、大阪府教育庁が「大阪府運動部活動の在り方

に関する方針」(部活動ガイドライン)を作成しました。【下記は一部抜粋】

今後、市町村単位でガイドラインの作成(改定)が行われた後、学校単位での作成(改訂)が予定されています。

3 適切な休養日及び活動時間の設定【中学校】

休養日の設定は以下の通りとする。
 ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
 ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。以下同じ。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

